

雇均雇発 1207 第 4 号  
令和 3 年 12 月 7 日

全国中小企業団体中央会 御担当者様

厚生労働省雇用環境・均等局  
雇用機会均等課長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に係る周知啓発等への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号。（以下「改正女活法」という。））に基づく一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出、情報公表の義務対象企業の拡大については、令和 4 年 4 月 1 日から施行されるところです。貴団体におかれましては、これまで周知につきまして、多大な御協力をいただき、心から御礼申し上げます。

改正女活法の施行まで余すところあと 4 か月となったところであります、厚生労働省においては、事業主に対する周知啓発等に更に尽力してまいりますが、貴団体におかれましても、傘下団体及び傘下企業に対し、特に以下の改正内容に御留意の上、周知啓発等に御協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

## 1 改正女活法に基づく行動計画の策定、公表及び届出について

【令和 4 年 4 月 1 日施行】

常用労働者数 101 人以上 300 人以下の一般事業主に、次の取組が義務付けられること。

- ① 自社の女性活躍に関する状況を把握し、課題を分析すること。
- ② ①の結果を踏まえ、女性の職業生活における活躍の推進に関する数値目標（1 つ以上）や取組内容等を盛り込んだ行動計画を策定し、労働者に周知し、外部に公表すること。
- ③ 行動計画を策定した旨を、都道府県労働局へ届け出ること。

なお、常用労働者数 100 人以下の一般事業主については、上記①～③の取組は引き続き努力義務となっていること。

## 2 改正女活法に基づく女性の職業選択に資する情報等の公表について

【令和 4 年 4 月 1 日施行】

常用労働者数 101 人以上 300 人以下の一般事業主に、「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」及び「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の項目から 1 項目以上を選択して公表することが義務付けられること。

（添付資料）パンフレット「一般事業主行動計画を策定しましょう」